

さぬき市事業継続支援緊急給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大による売上げの急激な減少など、厳しい経営環境に置かれている市内事業者等に対し、さぬき市事業継続支援緊急給付金（以下「緊急給付金」という。）を支給することにより、市内事業者等の事業の継続及び雇用の維持を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 法人又は自ら事業を行う個人（農林漁業者を含む。以下「個人事業者」という。）が物の生産や販売、サービスの提供等、当該法人又は個人事業者の事業に係る主たる活動を継続的に行う場所をいい、契約による役務の提供等により収入を得る個人事業者で特定の勤務場所のないもの等にあつては、事業活動の場として市長が認める場所をいう。

(2) 市内事業者等 法人及び個人事業者で、緊急給付金の申請をする日において市内に事業所を有するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義及びその読替えは、持続化給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）により国が中小・小規模事業者等に対して給付する給付金をいう。以下「持続化給付金」という。）の給付のため中小企業庁が定めた持続化給付金給付規程（中小法人等向け）及び持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）その他持続化給付金に係る申請要領等で使用する用語の例による。

(支給対象者)

第3条 緊急給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす市内事業者等とする。

(1) 令和元年以前から事業により事業収入を得ており、緊急給付金を申請する日以後も市内で事業を継続する意思があること。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ アに該当しない法人（組合若しくはその連合会又は一般社団法人を除く。）で、資本金の額又は出資の総額が3億円以下（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下）であるもの

ウ 組合若しくはその連合会又は一般社団法人で、その直接又は間接の構成員

たる事業者の3分の2以上が個人又はア若しくはイに該当する法人であるもの

(3) 令和2年1月から7月までの間（以下「対象期間」という。）において、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等による事業収入の減少額等（以下「収入減少額等」という。）が前年同月比で30パーセント以上、かつ、10万円以上となる月があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する市内事業者等は、支給対象者としな

(1) 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者

(2) 持続化給付金の不給付要件に該当する者

(3) 第1条の目的から支給対象者とするのが適当でないと市長が認める者
（収入減少額等の算定の特例）

第4条 前条第1項第3号の規定は、次に掲げる市内事業者等が収入減少額等を前年同月比で算定することができない場合は、当該市内事業者等の対象期間における任意の1月の事業収入と令和元年中の事業収入の月平均との比較により収入減少額等を算定し、適用する。この場合において、同号中「前年同月比で」とあるのは「前年の月平均との比較で」と読み替えるものとする。

(1) 令和元年中に設立された法人（個人事業者から法人化したものを除く。）

(2) 令和元年中に新規開業した個人事業者

2 前項前段に規定する場合のほか、相当の事由により前年同月比で収入減少額等を算定することができない場合又は前年同月比で収入減少額等を算定することが適当でないと市長が認める場合は、前条第1項第3号の規定は、持続化給付金の申請に係る事業収入の減少率の算定方法に準じて市長が定める方法により収入減少額等を算定し、適用するものとする。

（支給額等）

第5条 緊急給付金の額は、20万円とし、その支給は、1支給対象者につき1回限りとする。当該支給対象者が市内に複数の事業所を有する場合も、同様とする。

（申請期間）

第6条 緊急給付金の申請受付期間は、次条第1項各号に掲げる申請及び支給の方式ごとに、令和2年5月1日から令和2年9月30日までの間で市長が別に定めるものとする。

（申請及び支給の方式）

第7条 緊急給付金の申請及び支給は、第1号に掲げる郵送申請方式によるものとする。ただし、宿泊業及び飲食サービス業を営む支給対象者は、第2号に掲げる

窓口申請受領方式によることができる。

(1) 郵送申請方式 緊急給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）が次条第2項に規定する申請書類等を郵送により市に提出し、市が、申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請受領方式 申請者が次条第2項に規定する申請書類等を市長が指定する市の窓口に出し、市が当該窓口において現金を交付することにより支給する方式

(支給の申請)

第8条 緊急給付金の申請は、申請者が前条に規定する方式により第6条の申請受付期間内に行うものとする。ただし、市長は、申請者にやむを得ない事由があると認めるときは、同条の申請受付期間の終了後においても当該申請者による申請を受けることができるものとする。

2 申請者は、さぬき市事業継続支援緊急給付金申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）、さぬき市事業継続支援緊急給付金請求書（兼領収書）（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）に別表に掲げる確認用書類その他市長が必要と認める書類を添えて市に提出するものとする。

3 市長は、相当の事由により申請者が前項の確認用書類を提出できない場合は、可能な限り補足又は代替となる書類を指定し、申請者が申請を行えるよう努めるものとする。

4 前2項に規定するもののほか、申請者が窓口申請受領方式により緊急給付金を申請し、支給を受ける場合は、申請等を行う市の窓口において公的身分証明書を市の職員に提示し、申請者であることを証明するものとする。

(支給の決定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された申請書その他の書類を受領したときは、速やかに内容を確認し、適正であると認めるときは、緊急給付金の支給を決定し、支給するものとする。

(代理受領)

第10条 緊急給付金は、窓口申請受領方式により申請し、支給を受けるときに限り、申請者から委任を受けた者が代理で受領することができる。この場合において、当該代理で緊急給付金を受領しようとする者は、受領等を行う市の窓口において公的身分証明書を市の職員に提示し、申請者から委任を受けた者であることを証明するものとする。

(支給等に関する周知)

第11条 市長は、この事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期間等の事業の概要について、広報その他の方法により市内事業者等への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から申請期間内に申請が行われなかった場合(第8条第1項ただし書に規定する場合を除く。)は、市長は、当該支給対象者が緊急給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 提出された申請書等に不備があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず当該申請書等の補正が行われぬ等、申請者の責に帰すべき事由により緊急給付金の支給ができなかった場合は、市長は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、支給対象者(緊急給付金の申請を行ったもの及びその支給を受けたものに限る。次項において同じ。)に対し、必要と認める書類の提出を求め、並びに当該職員に書類及び実地の調査をさせることができる。

2 支給対象者は、前項の規定により市長が行う書類の提出の求め及び調査に対し協力するものとする。

3 市長は、緊急給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により緊急給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った緊急給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 緊急給付金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、緊急給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、緊急給付金の支給に係る事務が完了する日限り、その効力を失う。

ただし、第13条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表(第8条関係)

区分	書類等	内容
法人	確定申告書類	確定申告書別表一の控え(1枚) 法人事業概況説明書の控え(2枚)
	令和2年分の対象月の売上台帳等	対象月の売上台帳等

	法人名義（代表者名義も可）の通帳	銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの
個人事業者	確定申告書類（青色申告）	確定申告書第一表の控え（1枚） 所得税青色申告決算書の控え（2枚）
	確定申告書類（白色申告）	確定申告書第一表の控え（1枚）
	令和2年分の対象月の売上台帳等	対象月の売上台帳等
	申請者名義の通帳	銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの
	本人確認書類	次の書類のいずれかとする。 運転免許証（両面） 個人番号カード（表面） 写真付き住民基本台帳カード（表面） 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者の者に限る。）

備考

- 1 確認用書類は、この表に規定する書類等の写しとする。
- 2 確定申告書類のうち確定申告書別表一（個人事業者の場合は、確定申告書第一表）の控えは、收受日付印が押されているものとし、なお、e-Taxによる申告の場合は、受診通知を添付する。
- 3 通帳の写しは、郵送申請方式により申請する場合のみ提出する。
- 4 個人事業者の本人確認書類は、この表に掲げる書類を保有していない場合は、次のア又はイの書類で代替できるものとする。
ア 住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方
イ 住民票及び各種健康保険証（両面）の両方
- 5 この表に規定する書類等の詳細及びその代替書類等並びに第4条の規定により前年同月比以外の方法で収入減少額等の算定を行う場合の確認用書類については、持続化給付金の申請に係る書類等の例に準じるものとする。